◇住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅　登録基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 一般型住宅 | 一部共用型住宅（居室の一部を共用） | 共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯を除くシェアハウス） | 共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯向けシェアハウス） |
| 規模 | ・住戸の床面積が18㎡以上であること。 | ・住戸の床面積が13㎡以上であること。（ただし、台所、浴室又はシャワー室のいずれかが共用されているものであること。） | ・住宅全体の床面積が13.5㎡×A＋10㎡以上、かつ、専用居室の床面積が7.5㎡以上であること。※A≧2（A＝入居者数） | ・以下の❶又は❷のいずれかであること❶住宅全体の床面積が13.5㎡×B＋20㎡×C＋10㎡以上、かつ、ひとり親世帯向け専用居室の床面積が10㎡以上であること。❷住宅全体の床面積が13.5㎡×B＋22㎡×C＋10㎡以上、かつ、ひとり親世帯向け専用居室の床面積が8㎡以上であること。※B≧1かつC≧1、もしくは、B＝0かつC≧2B：ひとり親世帯向け居室以外の入居者の定員C：ひとり親世帯向け居室の入居世帯数の定員 |
| 構造 | ・消防法もしくは建築基準法又はこれらの法律に基づく条例の規定（耐震性を除く。）に違反しないものであること。・耐震性を有すること。具体的には、①もしくは②のいずれかであること。①昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものであること。」②昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。」 |
| 設備 | ・各戸が台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。 | ・共同居住型賃貸住宅の共用部分に、以下の設備等が備えられていること。イ：居間　　ロ：食堂　　ハ：台所　　ニ：便所　　ホ：洗面設備　　ヘ：浴室又はシャワー室ト：洗濯室又は洗濯場（ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、上記のいずれかの設備等が備えられている場合は、共用部分に備える必要はない。） |
| 賃貸条件 | ・賃貸人は入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を限定しないこと。（ただし、高齢者専用などのセーフティネット専用住宅とする場合は、住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能。）・賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないこと。 |
| ＊「共同居住型賃貸住宅」：賃借人が共同して利用する居間、食堂、台所その他居住の用に供する部分を有する賃貸住宅。 |

※登録基準は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」、国土交通省令、「大阪府居住安定確保計画」に基づいたものです。